

〇〇議会 〇〇議長 様

令和 年 月 日

請 願 者
住 所
電 話
紹介議員

熱中症対策からも生活保護基準に夏季加算を設ける請願

請願趣旨

このところ毎年のように夏季の猛暑がつづき、特に2025年では全土で熱中症による健康被害が心配され、熱中症警戒アラートが出される地域が広域になっています。環境省はその注意として「まずは、室内等のエアコン等により涼しい環境にて過ごしましょう。」「こまめな休憩や水分補給・塩分補給をしましょう。」「高齢者、乳幼児等の方は熱中症にかかりやすいので特に注意し、周囲の方も声かけをしましょう。」としています。

生活保護基準には冬季加算があります。冬季における光熱費等の増加需要に対応するものとして、基本は11月～3月の生活扶助基準に上乘せして支給するものです。夏季の猛暑がつづく環境ではエアコンは必需品であり、光熱水費もかさみます。また、生活保護受給者の55%が高齢者世帯であり、障がい者・傷病者世帯は25%（2025年厚生労働省調べ）に及びます。これらは熱中症によるリスクが特に高い世帯です。

なお、最高裁判所は2025年6月、国による2013年～15年の生活保護費の大幅な引き下げに対し裁量権の逸脱や乱用があり、違法だったとして減額の取り消しを明らかにしています。人間的な配慮は当然です。夏の冷房による健康確保は切実です。冬季加算だけでなく、エアコン設置費の「特別な事情がある場合」などの要件も緩和し、夏季加算を早急に新設すべきです。

つきましては地方自治法第99条の規定により、意見書の提出を請願いたします。

請願項目

1. 熱中症対策からも生活保護基準に夏季加算を新設すること。
1. 冷房のためのエアコン設置については支給要件の緩和をすること。

提出先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 厚生労働大臣 財務大臣 総務大臣